

一、本會の目的は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期すことである。
 二、本會は、労働者の生活の向上に努め、労働者の健康を維持し、労働者の教育を促進することである。
 三、本會は、労働者の権利を擁護し、労働者の利益を代表することである。
 四、本會は、労働者の意見を政府に反映し、労働政策の制定に協力することである。
 五、本會は、労働者の団結を促進し、労働者の力を統一することである。
 六、本會は、労働者の生活の安定を期し、労働者の生活を向上させることである。
 七、本會は、労働者の福利を促進し、労働者の生活を向上させることである。
 八、本會は、労働者の権利を擁護し、労働者の利益を代表することである。
 九、本會は、労働者の意見を政府に反映し、労働政策の制定に協力することである。
 十、本會は、労働者の団結を促進し、労働者の力を統一することである。



労秘第ニ六三號

昭和八年二月二日

警視總監 藤沼庄平

8. 2. 9 1
4699

成績不十分四名所存申渡り申渡り

武蔵野鐵道株式會社労働爭議(罷業)ニ関スル件(發生)

要旨

(一) 標記會社ニ於テハ本月一日罷業員四名ニ對シ成績不良ヲ理由ニ懲戒勅告ヲ爲シタル爲ニ罷業發生ス
 (二) 全従業員ヲ以テ組織スル全従業員會ニ於テ本月二日午前十時ヨリ全會將迄ノ間將迄ノ下級能員
 能員ニ於テ後従業員大會ヲ開催シ二月二日始テ罷業執行トシ今日午前十時中要求書ヲ提出スル
 出スルマテ決シニ日始テ罷業ヲ執行セリ

(三) 従業員代表三名ハ二月二日午前十時本社ヲ訪問職員及對外事務項目ヲ要求書ヲ提出目下所轄
 署長幹達ノ下ニ交渉中